

【市独自】がんばる事業者・創業者を応援！ 「なわて事業者チャレンジ支援制度」を創設

概要説明

四條畷市は、市内の既存事業者・新規創業希望者を対象に、設備投資や店舗改修、販路開拓、事業計画の策定などの費用を補助する市独自の新たな支援制度「なわて事業者チャレンジ支援制度」を創設しました。市内の事業活動の拡大や積極的な新規創業を促すことを目的に、四條畷市商工会と連携し、令和5年6月1日(木)から実施します。

制度のポイント

- 意欲ある人の起業の実現を後押しし、まちを元気に！
- 設備導入や販路開拓を支援し、地元企業の企業価値を向上
- 環境負荷を減らす取り組みや働き方改革を応援

設備導入支援補助金（下表①）を申請した既存事業者が次の(1)(2)に該当する場合、補助率を1/2から最大4/5まで引き上げます。

- (1) 省エネ対策設備、再エネ対策設備、先端設備等導入計画に基づく設備、新しい生活様式に対応した設備を導入した場合
- (2) ワーク・ライフ・バランスの推進や職場環境の整備、女性の活躍推進など働き方改革に対する取り組みを実施した場合

制度の概要

名称	内容	補助率	補助上限額
既存事業者向け			
①設備導入支援補助金	中小企業診断士、税理士または認定経営革新等支援機関が認定する事業計画に基づき職場環境の改善又は経営に資するための設備導入に要する費用	1/2 (最大 4/5)	1,000万円
②販路開拓支援補助金	展示会などへの出店に要する費用	1/2	20万円
	自社や製品、商品のPRなどに要する費用	10/10	10万円
③事業計画策定支援補助金	中小企業診断士、税理士または認定経営革新等支援機関を活用した事業計画策定に要する費用	10/10	10万円
新規創業希望者向け			
④新規創業改修等支援補助金	中小企業診断士、税理士または認定経営革新等支援機関が認定する事業計画に基づく店舗の改修等に要する費用	3/4	200万円
⑤創業支援補助金	展示会等への出店に要する費用	1/2	20万円
	自社や製品、商品のPR等に要する費用	10/10	10万円
	法人設立等に要する費用	10/10	25万円
⑥事業計画策定支援補助金	中小企業診断士、税理士または認定経営革新等支援機関を活用した事業計画策定に要する費用	10/10	10万円



補助対象者

四條畷市内に事業所のある中小企業基本法第 2 条に定める中小企業者である会社及び個人事業主または市内で新規創業を予定する者で、次の要件を満たす者。

- ・市税等の滞納がないこと
- ・役員等または経営に実質的に関与する者が、四條畷市暴力団排除条例第 2 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号に規定する暴力団、暴力団員または暴力団密接関係者に該当していないこと
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業等を営む者でないこと

補助対象期間

令和 5 (2023) 年 6 月 1 日～令和 7 (2025) 年 5 月 31 日

上記期間内に四條畷市商工会からの補助金交付が完了する事業

申請先

四條畷市商工会 (四條畷市中野三丁目 5 番 23 号 電話 050-3784-8640)

問い合わせ

電話 072-877-2121 (代)

地域振興課 西野 (内線 486)、森 (内線 640)